

取手市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、取手市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(見舞金の種類)

第3条 見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

(1) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者

(2) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。）

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の額)

第5条 重傷病見舞金及び遺族見舞金の額は、それぞれ第12条第2項及び第13条第2項に定める額とする。

2 遺族見舞金の支給を受けることができる同順位の遺族が2人以上ある場合における各人の遺族見舞金の額は、第13条第2項に定める額をその人数で除して得た額とする。

(見舞金の支給に関する特例)

第6条 既に重傷病見舞金の支給を受けた被害者が当該重傷病見舞金の支給の原因

となった犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金については、当該重傷病見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。ただし、死亡の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以上経過して死亡した場合には、遺族見舞金は、支給しない。

(見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする被害者又はその遺族は、この規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪行為による被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(支給の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、内容を確認の上、速やかに見舞金の支給の適否を決定するものとする。

(見舞金の取消し及び返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者がいるとき、又は見舞金の支給後において第11条に規定する見舞金を支給しない場合に該当すると判明したときは、支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合において、既に支給した見舞金があるときは、当該見舞金に相当する額を返還させるものとする。

(見舞金の対象者)

第10条 見舞金の支給対象となる被害者は、警察署長に被害届を提出していること、警察その他の公的機関に相談していることを証する書類があること等により犯罪行為による害を被ったことが確認できる者とする。

(見舞金を支給しない場合)

第11条 条例第12条の規定により見舞金を支給しないことができるときは、次に掲げるときとする。

(1) 犯罪行為が行われた時において、被害者又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下「被害者等」という。)と加害者との間に次のいずれかに該当する関係があったとき。

ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)

イ 直系血族

ウ 3親等内の親族

エ 同居の親族

(2) 犯罪行為による被害について、被害者等に次のいずれかに該当する行為があったとき。

- ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為
- イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
- ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
- エ アからウまでに掲げるもののほか、犯罪行為の発生につき、被害者等の責めに帰すべき行為

(3) 被害者等に次のいずれかに該当する事由があるとき。

- ア 当該犯罪行為を容認していること。
- イ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。
- ウ 暴力団員（取手市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）であり、又は暴力団員若しくは暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）と密接な関係を有する者であること。

2 前項第1号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、被害者からの申立てにより、加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令が発せられていた場合
 - (2) 犯罪行為が次のいずれかに該当し、かつ、当該犯罪行為により被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合
 - ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待
 - イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号、第5項第1号（同号ホに係る部分に限る。）及び同項第2号（同項第1号ホに係る部分に限る。）に掲げる行為を除く。）
 - ウ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為及び同条第7項（第5号に係る部分に限る。）に規定する行為を除く。）
- （重傷病見舞金の支給の申請）

第12条 第7条第1項の規定により重傷病見舞金の支給の申請をしようとする者は、取手市重傷病見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、申請を行う者の代理人が申請することができる。

- (1) 被害者の傷病の状態及び療養を要する日数に関する医師の診断書
- (2) 重傷病見舞金申請者本人であることを確認することができる書類
- (3) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又

は居住していた者であることを証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の額は、次の各号に掲げる療養期間に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 療養期間が1月以上3月未満 5万円

(2) 療養期間が3月以上 10万円

(遺族見舞金の支給の申請)

第13条 第7条第1項の規定により遺族見舞金の支給の申請をしようとする者は、取手市遺族見舞金支給申請書兼請求書(様式第3号)及び犯罪被害申告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、申請を行う者の代理人が申請することができる。

(1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 遺族見舞金申請者本人であることを確認することができる書類

(3) 申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類

(4) 申請を行う者の氏名及び生年月日並びに被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(5) 申請を行う者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類

(6) 申請を行う者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(7) 申請を行う者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

2 遺族見舞金の額は、30万円とする。

(見舞金の審査結果決定通知)

第14条 市長は、第8条の規定により見舞金の支給の適否を決定したときは、取手市犯罪被害者等見舞金審査結果決定通知書(様式第4号)により、その内容を申請者に通知しなければならない。

(転居費用の助成)

第15条 市は、条例第7条の規定による見舞金の支給を受けることができる者で、犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難となったもの(市長が

定めるものに限る。) に対し、当該犯罪行為による被害が発生した日以後に転居（最初の転居に限る。）をした場合におけるその転居に要した費用を助成するものとする。

- 2 第4条及び第7条から第9条までの規定は、転居費用の助成に準用する。この場合において、第7条第2項中「の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年」とあるのは、「が発生した日から1年」と読み替えるものとする。

（転居費用の助成の申請）

第16条 前条第2項において準用する第7条第1項の規定により転居費用の助成の申請をしようとする者は、取手市転居費用助成申請書兼請求書（様式第5号）及び犯罪被害申告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、申請を行う者の代理人が申請することができる。

（1）転居費用を支払ったことを証明する書類

（2）その他市長が必要と認める書類

- 2 転居費用の助成の額は、転居に要した費用の全額とする。ただし、当該額が20万円を超えるときは、20万円とする。

- 3 前項の転居に要した費用は、転居先の住宅に係る敷金、礼金、契約事務手数料、保険料、家具等の運搬に要する費用等転居に伴い申請者が負担することとなった費用をいう。

（準用）

第17条 第14条の規定は、第15条第2項において準用する第7条第1項の規定による申請があったときについて準用する。この場合において、第14条中「取手市犯罪被害者等見舞金審査結果決定通知書（様式第4号）」とあるのは、「取手市転居費用助成審査結果決定通知書（様式第6号）」と読み替えるものとする。

（照会）

第18条 市長は、犯罪行為による被害に関する事項について、警察その他の関係機関に照会することができる。

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

取手市重傷病見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

取手市長 殿

（申請者）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

取手市犯罪被害者等支援条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり見舞金の支給を申請します。また、当該申請に係る支給の決定が申請額と同額で決定されたときは、下記金額を請求します。

記

1 犯罪被害の状況

別添の「犯罪被害申告書」のとおり

2 傷病の状態

傷病の状態について、次の支給要件に該当します。

- 療養期間1月以上3月未満
- 療養期間3月以上
- 精神疾患である場合には、療養期間が1月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度である

傷病の状態は次のとおりです。

3 申請額（請求額）

円

(裏面)

4 過去に条例に基づく見舞金の支給を受けた場合は、その見舞金の種類

- 重傷病見舞金 遺族見舞金

5 見舞金の返還

見舞金の支給後に、当該支給を受ける資格がないと判明した場合は、第9条の規定に基づき、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還します。 はい

6 振込先（申請者名義の口座に限る。）

金融機関名		支店名	
カタカナ 口座名義人			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

※金融機関名、口座名義人、口座番号が分かる通帳等の写しを添付してください。

7 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請をする理由			
代理人氏名		生年月日	年 月 日
代理人住所			
代理人電話番号			

8 添付書類

共通

<input type="checkbox"/>	犯罪被害申告書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	被害者の傷病の状態及び療養を要する日数に関する医師の診断書
<input type="checkbox"/>	重傷病見舞金申請者本人であることを確認することができる書類
<input type="checkbox"/>	犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類

該当する場合に提出

<input type="checkbox"/>	（代理人が申請を行う場合） 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

犯罪被害申告書

年 月 日

取手市長 殿

（申告者）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

1 被害の概要

ふりがな		
被害者の氏名		
被害者の生年月日	年 月 日	
被害者の住所		
被害の発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
被害の発生を知った日	年 月 日	
被害発生場所		
犯罪被害に係る罪名 （判明している場合）		
犯罪被害の概要		
取扱警察署及び被害届 受理番号等	都道府県名	
	警察署名	
	受理日	年 月 日
	受理番号	

2 支給除外事由の確認

下記のとおり、支給除外事由に該当しないことを全て確認しました。

- | |
|---|
| <p><input type="checkbox"/> 1 犯罪行為が行われた時において、被害者等と加害者との間に次のいずれかに該当する関係がない。</p> <p>(1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）</p> <p>(2) 直系血族</p> <p>(3) 3親等内の親族</p> <p>(4) 同居の親族</p> <p><input type="checkbox"/> 2 犯罪行為による被害について、被害者等に次のいずれかに該当する行為がない。</p> <p>(1) 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為</p> <p>(2) 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為</p> <p>(3) 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか犯罪行為の発生につき、被害者等の責めに帰すべき行為</p> <p><input type="checkbox"/> 3 被害者等に次のいずれかに該当する事由がない。</p> <p>(1) 当該犯罪行為を容認していること。</p> <p>(2) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。</p> <p>(3) 暴力団員であり、又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者であること。</p> |
|---|

※ 重傷病見舞金の場合は、被害者本人のみ

3 情報提供の同意

見舞金の支給及び転居費用の助成に必要な範囲において、警察その他の関係機関が保有する犯罪行為による被害に関する事項について、取手市が照会し、提供を受けることへの同意 同意します

取手市遺族見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

取手市長 殿

（申請者）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

取手市犯罪被害者等支援条例施行規則第13条の規定により、下記のとおり見舞金の支給を申請します。また、当該申請に係る支給の決定が申請額と同額で決定されたときは、下記金額を請求します。

記

1 犯罪被害の状況

別添の「犯罪被害申告書」のとおり

2 申請者と被害者との続柄

配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹

3 申請額（請求額） _____ 円

4 過去に条例に基づく見舞金の支給を受けた場合は、その見舞金の種類

重傷病見舞金 遺族見舞金

5 見舞金の返還

見舞金の支給後に、当該支給を受ける資格がないと判明した場合は、第9条の規定に基づき、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還します。 はい

6 振込先（申請者名義の口座に限る。）

金融機関名		支店名	
カタカナ 口座名義人			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

※金融機関名、口座名義人、口座番号が分かる通帳等の写しを添付してください。

7 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請をする理由			
代理人氏名		生年月日	年 月 日
代理人住所			
代理人電話番号			

8 添付書類

共通

<input type="checkbox"/>	犯罪被害申告書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	被害者の死亡診断書，死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
<input type="checkbox"/>	遺族見舞金申請者本人であることを確認することができる書類
<input type="checkbox"/>	申請を行う者が，犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において，市内に住所を有し，又は居住していた者であることを証明する書類
<input type="checkbox"/>	申請を行う者の氏名及び生年月日並びに被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

該当する場合に提出

<input type="checkbox"/>	（申請者が被害者と事実婚の関係である場合） 被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを認めるに足りる書類
<input type="checkbox"/>	（申請者が被害者の配偶者以外である場合） 第1順位遺族であることを証明することができる書類
<input type="checkbox"/>	（申請者が被害者の配偶者以外で，生計維持遺族である場合） 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において，被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
<input type="checkbox"/>	（代理人が申請を行う場合） 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等，任意代理人の場合は委任状）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第14条関係）

取手市犯罪被害者等見舞金審査結果決定通知書

第 号
年 月 日

様

取手市長

年 月 日付けで申請のありました重傷病見舞金・遺族見舞金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給します
見舞金の額

円

2 支給できません
(理由)

様式第5号（第16条関係）

取手市転居費用助成申請書兼請求書

年 月 日

取手市長 殿

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

取手市犯罪被害者等支援条例施行規則第16条の規定により、下記のとおり転居費用の助成を申請します。また、当該申請に係る支給の決定が申請額と同額で決定されたときは、下記金額を請求します。

記

1 犯罪被害の状況

別添の「犯罪被害申告書」のとおり

2 申請者と被害者との続柄

配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹

3 被害当時の住所

取手市 _____

4 現在の住所

5 申請履歴

当該被害について他の支援の有無

有り (_____) 無

6 申請額（請求額）

円（上限200,000円）

7 申請理由及び内訳

申 請 内 容	
転居が必要な事情	<input type="checkbox"/> 自宅が被害を受けた場所になったため <input type="checkbox"/> 自宅付近が被害を受けた場所になったため <input type="checkbox"/> その他（ ）
転居前	住所 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
転居後	住所 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ） 契約名義人
被害者と申請者の転居前の同居の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
実施日	年 月 日
事業者名	
内容	<input type="checkbox"/> 運送 <input type="checkbox"/> 梱包 <input type="checkbox"/> 荷解き <input type="checkbox"/> 付帯サービス <input type="checkbox"/> 保険料 <input type="checkbox"/> 敷金 <input type="checkbox"/> 礼金 <input type="checkbox"/> その他 （ ）
支払金額	円

8 振込先（申請者名義の口座に限る。）

金融機関名		支店名	
カタカナ 口座名義人			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

※金融機関名，口座名義人，口座番号が分かる通帳等の写しを添付してください。

9 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請をする理由			
代理人氏名		生年月日	年 月 日
代理人住所			
代理人電話番号			

10 添付書類

共通

<input type="checkbox"/>	犯罪被害申告書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	転居費用を支払ったことを証明する書類
	（代理人が申請を行う場合）
<input type="checkbox"/>	代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第17条関係）

取手市転居費用助成審査結果決定通知書

第 号
年 月 日

様

取手市長

年 月 日付けで申請のありました転居費用の助成については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給します

転居費用の額

円

2 支給できません

（理由）